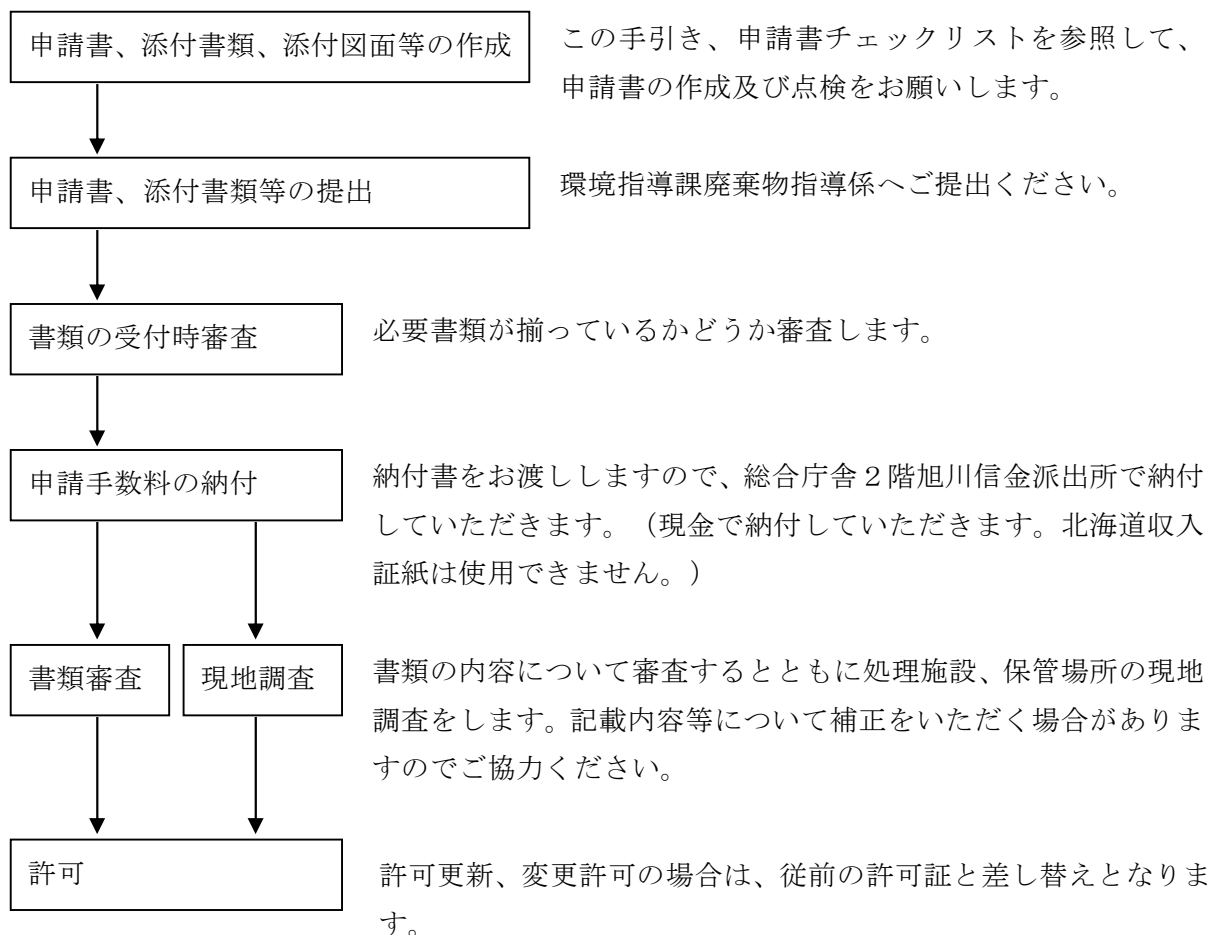


# 旭川市特別管理産業廃棄物処分量の申請の手引き

この手引きは、特別管理産業廃棄物処分量の新規、更新及び事業範囲の変更の許可申請書の作成に係る手引きです。

## 第1 申請の手続き

### 1 申請から許可までの流れ



### 2 申請書の提出及び申請手続きに当たって

- (1) 担当者が外勤等で不在になることがありますので、申請に当たっては、事前にご連絡をお願いいたします。
- (2) 開庁時間は、8時45分から17時15分です。
- (3) 代理人（行政書士など）に手続きを委任する場合は、委任状を添付してください。様式は別記様式75をご使用ください。
- (4) 提出先

旭川市環境部環境指導課廃棄物指導係  
〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 総合庁舎5階  
電話 0166-25-6369 FAX 0166-26-7654  
E-mail : kankyoshido@city.asahikawa.hokkaido.jp

### 3 申請手数料

- |               |           |
|---------------|-----------|
| (1) 新規許可申請手数料 | 100,000 円 |
| (2) 許可更新申請手数料 | 95,000 円  |
| (3) 変更許可申請手数料 | 95,000 円  |

### 4 申請手数料の納付について

手数料は、できるだけ申請書提出後直ちに市役所総合庁舎 2 階旭川信金派出所でお支払ください。やむを得ず後日お支払いいただく場合は、総合庁舎 2 階旭川信金派出所のほか、各支所出納窓口、旭川市指定金融機関（旭川信用金庫）又は旭川市収納代理金融機関でお支払ください。

なお、手数料のお支払に北海道収入証紙は使用できません。

### 5 許可の更新申請について

許可の更新申請は、許可の有効期限の 2 か月前から 1 か月前の間に申請してください。なお、許可の有効期限の 1 か月前以降に申請した場合は、許可の有効期限までに許可証を交付できない場合があります。（許可の有効期限までに許可証を交付できない場合でも、許可が途切れることはありません。）

なお、許可の更新申請書の提出及び手数料の納付が許可の有効期限に間に合わなかった場合は、新規許可申請の手続が必要です。

（注意）

許可更新申請の際に、事業の範囲を追加する場合は、許可更新申請、変更許可申請両方の申請書及び手数料の納付が必要です。

### 6 申請者が当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類について

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する特別管理産業廃棄物処分業の講習会、その他市長が認定する講習会の修了者について、知識及び技能を有する者と認定します。

#### (1) 講習会の受講者

ア 申請者が法人である場合は、その代表者又はその業務の担当役員若しくは本市の区域を担当する政令使用人

イ 申請者が個人である場合は、申請者又は本市の区域を担当する政令使用人

#### (2) 講習会の種類

次の区分により特別管理産業廃棄物処分業の講習会課程を修了していることが必要です。

##### ア 新規の許可申請

(ア) 新規講習会の修了証（申請日において、発行日から 5 年を経過していないもの。）

(イ) 更新講習会の修了証（申請日において、発行日から 2 年を経過していないもの。）

ただし、他の都道府県、政令市で同種の許可を有する者の申請に限る。）

##### イ 許可の更新申請

(ア) 新規講習会の修了証（許可の更新の日において、発行日から 5 年を経過していないもの。）

(イ) 更新講習会の修了証（許可の更新の日において、発行日から 2 年を経過していないもの。）

ウ 変更許可申請

(ア) 新規講習会の修了証（申請日において、発行日から5年を経過していないもの。）

(イ) 更新講習会の修了証（申請日において、発行日から2年を経過していないもの。）

(ウ) 変更しようとする許可の申請時に添付した講習会の修了証（受講した役員又は政令使用人が在職している場合に限り。）

(3) 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する講習会の問い合わせ先

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

電話 03-5275-7115

ホームページアドレス <http://www.jwnet.or.jp/>

(4) その他市長が認定する講習会の問い合わせ先

一般社団法人 環境総合研究所

電話 011-731-0778

ホームページアドレス <http://kansoken.hjk.ne.jp/>

7 申請に必要な証明書等の種類及び有効期限について

申請日前3か月以内に発行を受けた次の証明書等を添付してください。

また、原本の返却をご希望の場合、コピーと原本をご提出いただければ原本は返却いたしません。

(1) 不動産登記法による登記事項証明書（旧名 不動産登記簿）

この手引きでは「不動産登記事項証明書」といいます。

主な事務所、中間処理施設、保管施設の土地、建物の使用権原を証する書類となります。

(2) 商業登記法による登記事項証明書（旧名 商業登記簿）

この手引きでは「履歴事項全部証明書又は現在事項証明書」といいます。

(3) 後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書

成年被後見人及び被保佐人に該当しないことの証明書（登記されていないことの証明書）です。取得方法など詳しくは最寄りの地方法務局へお尋ねください。

旭川地方法務局 戸籍課 電話 0166-38-1165

(4) 住民票の写し

本籍の記載のあるもの。外国人にあつては外国人登録証の写しとします。

この場合の「写し」とは、市町村役場から交付を受けた原本であつて、コピーのことでありませんのでご注意ください。

(5) 法人税、所得税の納税証明書（税務署が発行したもの）

ア 申請者が法人の場合

税目：法人税、種類：その1・納税額等証明用

イ 申請者が個人の場合

税目：所得税、種類：その1・納税額等証明用

8 添付書類の省略ができる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

(1) 許可の更新申請で省略できる書類

ア 事業計画に変更がない場合 … 別記様式12-1

- イ 処分後の産業廃棄物及び再生品の処理方法に変更がない場合 … 別記様式12-2
- ウ 施設に変更がない場合 … 事業の用に供する施設に係る書類及び図面、施設の所有権（及び使用権原）を証する書類

(2) 先行許可証を利用することにより省略できる書類

- ア 法人申請における役員、個人株主の住民票の写し
- イ 法人申請における役員、個人株主の登記されていないことの証明書
- ウ 法人申請における法人株主の現在事項全部証明書
- エ 個人申請における申請者の登記されていないことの証明書

ただし、ア～ウについて先行許可証の許可の年月日以降に変更がない者に限ります。

(3) 有価証券報告書等の添付により省略できる書類

- ア 定款又は寄付行為
- イ 直前3年分の貸借対照表、損益計算書、確定申告書の写し
- ウ 直前3年分の納税証明書

(4) 省令で定める評価基準に適合したときに省略できる書類

- ア 定款又は寄付行為
- イ 法人申請における直前3年分の貸借対照表、損益計算書、確定申告書の写し
- ウ 法人申請における直前3年分の納税証明書
- エ 法人申請及び個人申請における当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類

9 申請書類は旭川市のホームページに公開しておりますので御利用ください。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/509/516/518/p002939.html>

お願い

申請書、別記様式などの様式は変更することがあります。提出の際は最新のものをご使用ください。また、必ず本市の様式をご使用ください。

## 第2 許可申請書類

新たに処分業を行う場合又は5年ごとに処分業の許可を更新する場合

→新規許可申請（新規）、許可更新申請（更新）・・・別記様式2

既にお持ちの処分業の許可に対し、処分方法又は処分する特別管理産業廃棄物の種類を追加する場合 →事業範囲の変更許可申請（変更）・・・・・・・・・・別記様式3

### 1 第1面の記載要領（新規、更新） ※変更許可申請は「2」をご覧ください。

#### (1) 申請日

提出時に記載していただきますので作成時には記載しないでください。

#### (2) 申請の区分

新規、更新の該当するものに○をつけてください。

#### (3) 申請者

法人の場合は、本社所在地、名称及び代表者の氏名を、個人の場合は、住所及び氏名を記載してください。

また、電話番号及びファクシミリ番号を記載してください。

#### (4) 事業の範囲

処分方法及びその処分方法で処分する特別管理産業廃棄物の種類を記載してください。

記載例

埋立（廃石綿等）。

#### (5) 事務所及び事業場の所在地

事務所及び事業場（処理施設）の所在地、電話番号を記載してください。なお、産業廃棄物処理に係る事務所・事業場等一覧表（別記様式7）を添付する時には、この欄は「別記様式7のとおり」と記載してください。

#### (6) 事業の用に供するすべての施設

中間処理施設を使用する場合は「別記様式9-1のとおり」と、最終処分場を使用する場合は「別記様式9-2のとおり」と記載してください。

#### (7) 保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する特別管理産業廃棄物の種類、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ

中間処理施設を使用し、保管場所を設ける場合は「別記様式9-1のとおり」と記載してください。保管場所を設置しない場合は、該当がない旨を記載してください。

#### (8) 事務処理欄

記載しないでください。